

**令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包
括支援交付金(医療分)事業に係る消費税及
び地方消費税の仕入控除税額(返還額)の報
告について(事業者向け手引き)**

**福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課
(福岡県新型コロナウイルス感染症事務局)**

令和6年3月版

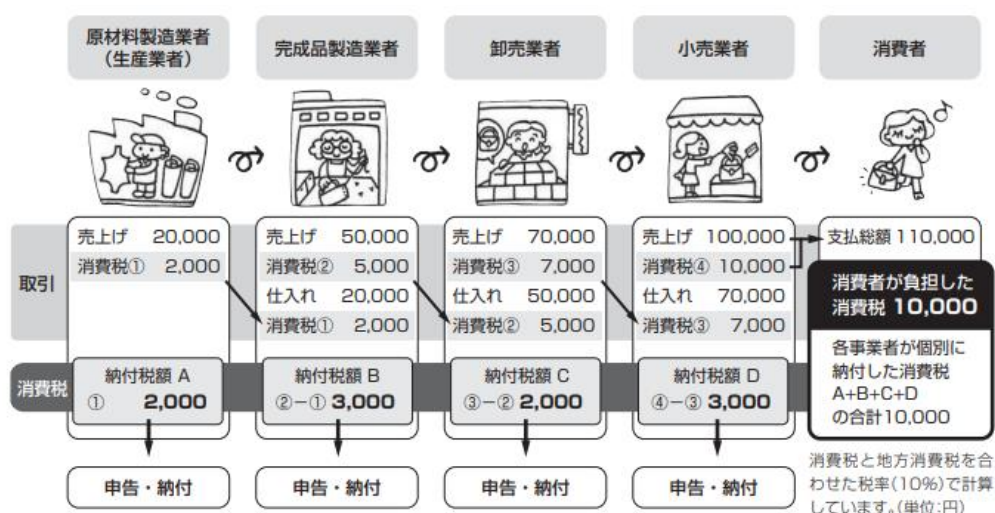
1 仕入税額控除とは

(1) 消費税の仕組み

消費税は、生産、流通、販売などの各段階において、商品の販売やサービスの提供などの取引に対して課される税金で、最終的に商品を消費し、又はサービスの提供を受ける消費者が負担しますが、納付は各段階の事業者が行います。

各段階で二重、三重に課税されることのないよう、「課税売上げに係る消費税額」から「課税仕入れ等に係る消費税額」を控除し、税が累積しない仕組みとなっています（仕入税額控除制度）。

下図における「小売業者」の場合、消費税④10,000円から消費税③7,000円を控除した3,000円が消費税の納付額となります。



出典:消費税のあらまし(令和5年6月)(国税庁)

(2) 補助金の収入と消費税の仕入税額控除

補助金の収入は、非課税売上げとして計上されるため、消費税の課税対象外となります。

一方、補助対象事業者が補助事業において支払った経費に含まれる消費税は、仕入税額控除の対象とすることができます。

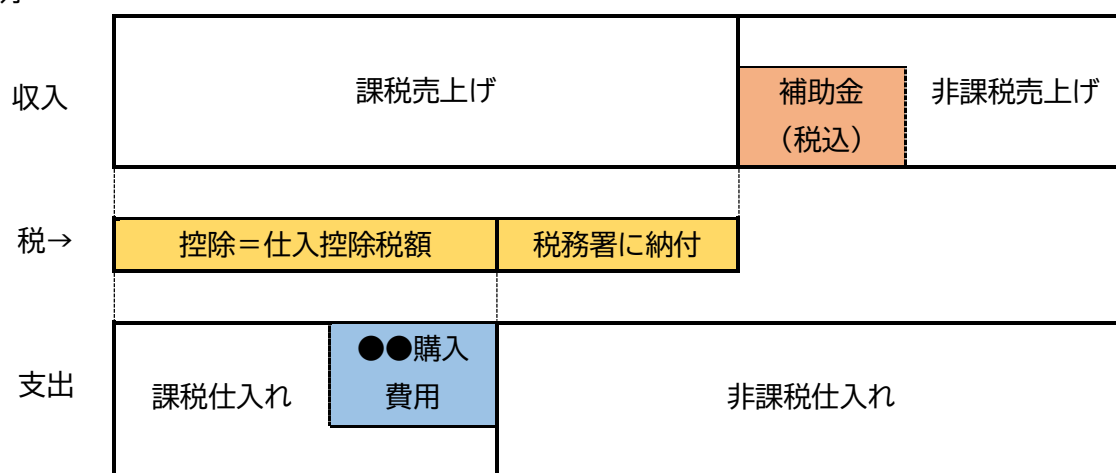
補助金に係る消費税について、仕入税額控除を受けた際は、控除額に含まれる補助金額が事業者に重複して交付されたことになるため、県に返還しなければなりません。

このことから、県の補助金交付要綱では、補助事業完了後に消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）の報告を定めております。（※）

報告された仕入控除税額（返還額）について、県で確認のうえ、後日、返還通知書及び納付書を郵送しますので、期限までに金融機関で納付してください。

※県への報告は、返還額の有無に関わらず、補助金の交付を受けた全ての事業者が必要です。

例

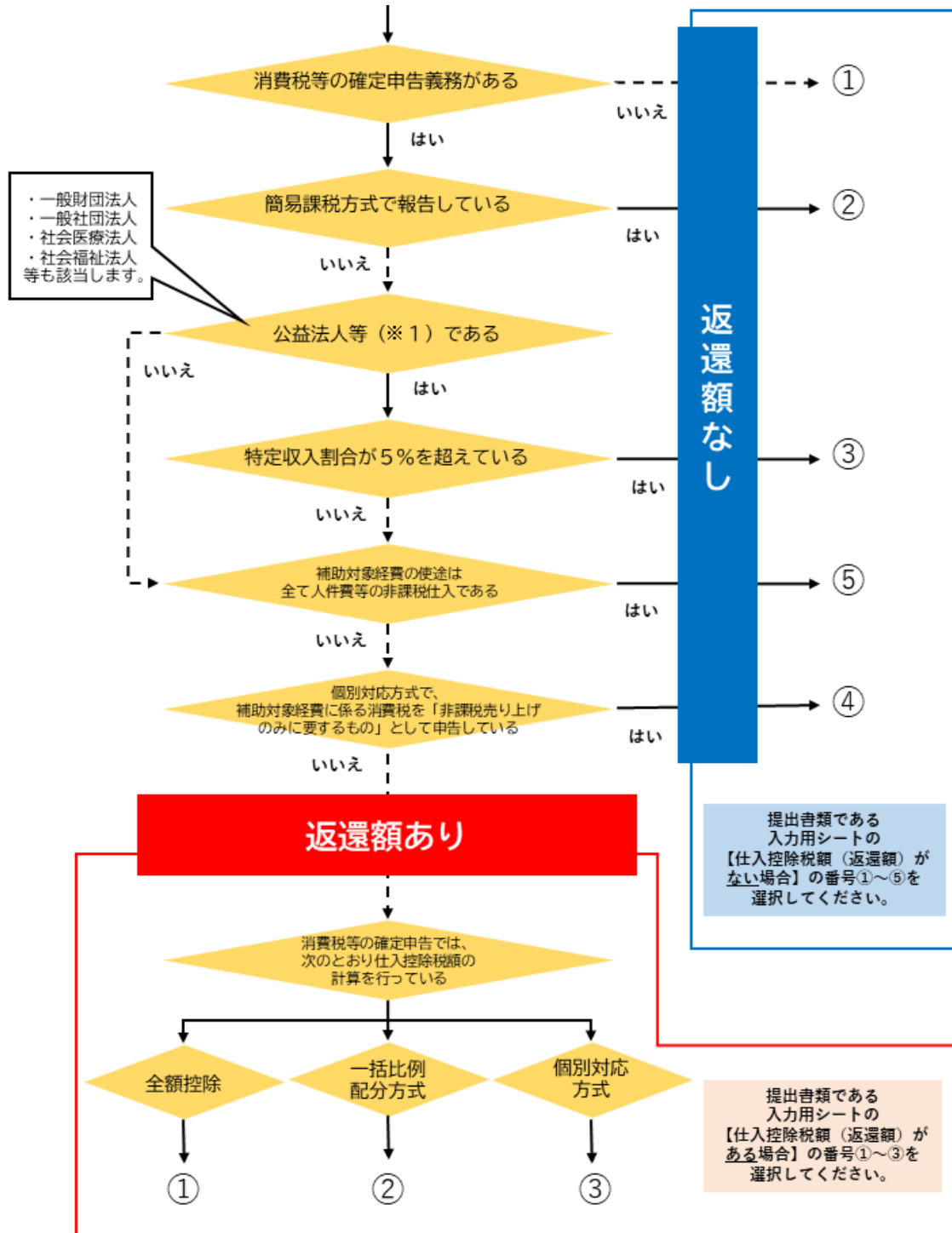


補助金（収入）に消費税額が含まれているが、補助金を使った●●購入費（支出）の消費税額は控除されている状態。

2 消費税等の仕入控除税額（返還額）の有無について

以下は、消費税等の仕入控除税額（返還額）の有無を示したフローチャートです。

提出書類である仕入控除税額報告書を作成する際、該当する番号（返還額なし①～⑤、または返還額あり①～③）の記載が必要です。必ず確認してください。



※1 公益法人等には、一般財団法人、一般社団法人、社会医療法人、学校法人、公益財団法人、公益社団法人、国民健康保険組合、国立大学法人、社会福祉法人、地方独立法人、独立行政法人、日本赤十字社等が含まれます。

詳しくは消費税法別表第三を確認してください。

※2 選択肢に対する回答が不明な場合、消費税等の確定申告を行った税務署等に相談してください。

3 手続きについて

(1) 手続きの流れ

①【県→事業者】令和6年3月15日（金）電子メール送信済
電子メールにて、報告書等の提出を依頼します。

②【事業者→県】提出期限：令和6年4月30日（火）まで
報告書等を、指定の電子メールアドレス (coronazigyoku4@pref.fukuoka.lg.jp) へ提出してください。

～返還額なしの場合～
手続き完了（提出書類に不備がない場合、県から連絡はありません。）

～返還額ありの場合～

③【県→事業者】令和6年夏季以降郵送予定
返還通知書及び納付書を郵送します。

④【事業者→金融機関】
報告された仕入控除税額（返還額）を納期限までに納付してください。

手続き完了

(2) 県への提出書類

A 仕入控除税額報告書（様式第2号及び入力用シート）

令和4年度に、同一事業で複数回の交付決定を受けている場合（同一年度内で期間を分けて募集を行った補助金）は、交付決定ごとに作成してください。

なお、変更交付決定については、複数回の交付決定を受けている場合に該当しないので、最後の変更交付決定のみをもとに作成してください。

例：★★事業（4月～6月）及び★★事業（10月～12月）の同一事業で、令和4年度に2回交付決定を受けた場合

→（4月～6月）と（10月～12月）をそれぞれ作成してください。

B 消費税等の確定申告書（第3-（1）号様式、または第27-（1）号様式）の写し

（返還額なし②の場合は、簡易課税用の消費税等の確定申告書（第3-（3）号様式、または第27-2号様式）の写し）

補助金の交付決定を受けた年度（令和4年度）のものを添付してください。

C 特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式）

D 消費税等の確定申告書に係る付表2-3、付表2-1、または付表2-2（課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書）の写し

～返還額なしの場合～

番号 (※1)	A 仕入控除税額報告書	B 消費税等の確定申告書の 写し	C 特定収入割合の計算過程 が分かる書類
①	○		
②	○	○(※2)	
③	○	○	○
④	○	○	
⑤	○	○	

～返還額ありの場合～

番号 (※1)	A 仕入控除税額報告書	B 消費税等の確定申告書の 写し	D 課税売上割合・控除対象仕 入税額等の計算書の写し
①	○	○	○
②	○	○	○
③	○	○	○

※1 「2 仕入控除税額（返還額）の有無について」のフローチャート内の番号（返還額なし①～⑤、または返還額あり①～③）

※2 返還額なし②については、簡易課税用の消費税等の確定申告書の写し

(3) A「仕入控除税額報告書（様式第2号及び入力用シート）」の記載方法

(ア) 入力用シート

赤色のセル内の項目は必須項目ですので、漏れなく記載してください。

(赤色のセル内に記載すると、セル内の色が黄色に変わります。)

項目1 基本情報

手順1

事業名ごとに様式が異なります。報告を行う事業名と記載された事業名が一致しているか確認してください。

基本情報									
提出日	令和		年		月		日		
事業名	★★補助金								
事業者名									
所在地									
代表者	役職								
	氏名								
交付決定日	令和		年		月		日		
交付決定番号	4 疾病第								号
補助金確定額（積算額）									円
	内訳	病床確保料							円
		消毒経費等						0	円

手順2

以下のとおり、赤色のセル内の項目を漏れなく記載してください。

- ・提出日：本書類を提出した日付を記載してください。
- ・事業者名：法人の場合、必ず「法人名」＋「医療機関名」で記載してください。
- ・交付決定日、交付決定番号：県からの（変更）交付決定通知書をもとに記載してください。
- ・補助金確定額：県からの額の確定通知書をもとに記載してください。
- ・内訳：事業名が以下のいずれかに該当する場合のみ、記載してください。

令和4年度福岡県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金

令和4年度福岡県新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関体制整備事業費補助金

令和4年度福岡県新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業費補助金

提出日	令和	◆	年	◆	月	◆	日
事業者名	★★補助金						
事業者名	医療法人福岡会 県庁病院						
所在地	福岡市博多区東公園7番7号						
代表者	役職	理事長					
	氏名	福岡 太郎					
交付決定日	令和	●	年	●	月	●	日
交付決定番号	4 疾病第	■■■■■					号
補助金確定額（精算額）							10,000,000 円

内訳	病床確保料	10,000,000 円
	消毒経費等	0 円

項目2 【仕入控除税額（返還額）がない場合】（返還額ありの場合、記載不要です。）

手順1

「2 仕入控除税額（返還額）の有無について」のフローチャートから該当する番号を確認してください。

【仕入控除税額（返還額）がない場合】

※①～⑤のうち該当するものをプルダウンで「○」を選択してください。（①の場合は「基準期間における課税売上高」、③の場合は「特定収入割合」も記載してください。）

<input type="checkbox"/>	① 消費税の申告義務がない	基準期間における課税売上高（税抜）	<input type="text"/>	円
<input type="checkbox"/>	② 簡易課税方式により申告している			
<input type="checkbox"/>	③ 公益法人等（※）であって、特定収入割合が5%を超えてい（医療法人社団及び医療法人財団を除く）	特定収入割合	<input type="text"/>	%
<input type="checkbox"/>	④ 補助対象経費にかかる消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している			
<input type="checkbox"/>	⑤ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている			

手順2

手順1で確認した番号を「○」で選択してください。

<input type="radio"/>	① 消費税の申告義務がない	基準期間における課税売上高（税抜）	<input type="text"/>	円
<input type="radio"/>	② 簡易課税方式により申告している			
<input type="radio"/>	③ 公益法人等（※）であって、特定収入割合が5%を超えてい（医療法人社団及び医療法人財団を除く）	特定収入割合	<input type="text"/>	%
<input type="radio"/>	④ 補助対象経費にかかる消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している			
<input type="radio"/>	⑤ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている			

手順3

手順2で①を選択した場合は、「基準期間における課税売上高」を記載してください。

また手順2で③を選択した場合は、県への提出書類C「特定収入割合の計算過程が分かる書類（任意様式）」をもとに、「特定収入割合」を記載してください。

<input type="radio"/>	① 消費税の申告義務がない	基準期間における課税売上高（税抜）	9,000,000 円
<input type="radio"/>	② 簡易課税方式により申告している		
<input type="radio"/>	③ 公益法人等（※）であって、特定収入割合が5%を超えてい（医療法人社団及び医療法人財団を除く）	特定収入割合	%
<input type="radio"/>	④ 補助対象経費にかかる消費税を、個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している		
<input type="radio"/>	⑤ 補助対象経費が人件費等の非課税仕入となっている		

項目3 【仕入控除税額（返還額）がある場合】（返還額なしの場合、記載不要です。）

手順1

「2 仕入控除税額（返還額）の有無について」のフローチャートから該当する番号を確認してください。

【仕入控除税額（返還額）がある場合】

※①～③のうち該当するものをプルダウンで「○」を選択し、課税売上割合を記載してください。（②③の場合は「補助対象経費の内訳」も記載してください。）

（課税売上割合）

課税資産の譲渡等の対価の額 円 …… a
資産の譲渡等の対価の額 円 …… b
課税売上割合 a / b = …… c

※自動で計算されますが、税額控除の計算で端数処理している場合には、端数処理した金額を直接入力してください。
（注：申告書に記載された%をそのまま入力するわけではありません。）

①課税売上割合が9.5%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等の場合

（仕入控除税額（返還額）） 補助金確定額（精算額）× 10 / 110 =

②一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

■補助金対象経費の内訳（補助金確定額ではなく補助金により購入等をした経費の内訳です。）

対象経費の内訳	課税仕入額 (10%)	課税仕入額 (8%)	非課税・ 不課税仕入額	合計
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
合計	0	0	0	0

（仕入控除税額（返還額）） (補助金確定額（精算額）× 10 / 110 × c × (d / f)) + (補助金確定額（精算額）× 8 / 108 × c × (e / f)) =

③個別対応方式により消費税の申告を行っている場合

■補助金対象経費の内訳（補助金確定額ではなく補助金により購入等をした経費の内訳です。）

対象経費の内訳	課税仕入額（10%分）			課税仕入額（8%分）			非課税・ 不課税仕入額	合 計
	課税売上 対応分	共通対応分	非課税売上 対応分	課税売上 対応分	共通対応分	非課税売上 対応分		
								0
								0
								0
								0
								0
								0
								0
								0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0
	g	h		i	j			k

(仕入控除税額（返還額）) $(\text{補助金確定額（精算額）} \times 10 / 110 \times (g/k)) + (\text{補助金確定額（精算額）} \times 10 / 110 \times c \times (h/k)) + (\text{補助金確定額（精算額）} \times 8 / 108 \times (i/k)) + (\text{補助金確定額（精算額）} \times 8 / 108 \times c \times (j/k)) =$

手順2

手順1で確認した番号を「○」で選択してください。

①課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等の場合

(仕入控除税額（返還額）) $\text{補助金確定額（精算額）} \times 10 / 110 =$

②一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

■補助金対象経費の内訳（補助金確定額ではなく補助金により購入等をした経費の内訳です。）

対象経費の内訳	課税仕入額 (10%)	課税仕入額 (8%)	非課税・ 不課税仕入額	合 計
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
合 計	0	0	0	0
	d	e		f

(仕入控除税額（返還額）) $(\text{補助金確定額（精算額）} \times 10 / 110 \times c \times (d/f)) + (\text{補助金確定額（精算額）} \times 8 / 108 \times c \times (e/f)) =$

③個別対応方式により消費税の申告を行っている場合

■補助金対象経費の内訳（補助金確定額ではなく補助金により購入等をした経費の内訳です。）

対象経費の内訳	課税仕入額（10%分）	課税仕入額（8%分）	非課税・ 不課税仕入額	合 計
				0
				0
				0
				0
				0
				0
				0
合 計	0	0	0	0

手順3

県への提出書類D「消費税等の確定申告書に係る付表2-3、付表2-1、または付表2-2（課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書）の写し」をもとに、「課税売上割合」を記載してください。

(課税売上割合)

課税資産の譲渡等の対価の額

300,000,000 円 …… a

資産の譲渡等の対価の額

330,000,000 円 …… b

課税売上割合 a/b =

0.909090909 …… c

※自動で計算されますが、税額控除の計算で端数処理している場合には、端数処理した金額を直接入力してください。
(注：申告書に記載された%をそのまま入力するわけではありません。)

手順4

手順2で②または③を選択した場合は、「■補助金対象経費の内訳」を記載してください。

なお、複数回の交付決定を受けている場合は、交付決定ごとに作成し、それぞれの補助金対象期間内に、補助金で購入した経費を記載してください。

・対象経費の内訳

：補助金で購入した商品ごとではなく、費目ごとにまとめて記載してください。

・課税仕入額（10%）、課税仕入額（8%）、非課税・不課税仕入額

：適切に分類し、記載してください。

○②一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

■補助金対象経費の内訳（補助金確定額ではなく補助金により購入等をした経費の内訳です。）

対象経費の内訳	課税仕入額 (10%)	課税仕入額 (8%)	非課税・ 不課税仕入額	合 計
●●費	8,000,000			8,000,000
■■費		2,000,000		2,000,000
				0
				0
				0
				0
合 計	8,000,000	2,000,000	0	10,000,000
	d	e		f

(仕入控除税額(返還額)) (補助金確定額(精算額) × 10 / 110 × c × (d / f)) +
 (補助金確定額(精算額) × 8 / 108 × c × (e / f)) =

795,837

○③個別対応方式により消費税の申告を行っている場合

■補助金対象経費の内訳（補助金確定額ではなく補助金により購入等をした経費の内訳です。）

対象経費の内訳	課税仕入額(10%分)			課税仕入額(8%分)			非課税・ 不課税仕入額	合 計
	課税売上 対応分	共通対応分	非課税売上 対応分	課税売上 対応分	共通対応分	非課税売上 対応分		
								0
								0
								0
								0
								0
								0
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0
	g	h		i	j			k

(仕入控除税額(返還額)) (補助金確定額(精算額) × 10 / 110 × (g / k)) + (補助金確定額(精算額) × 10 / 110 × c × (h / k)) +
 (補助金確定額(精算額) × 8 / 108 × (i / k)) + (補助金確定額(精算額) × 8 / 108 × c × (j / k)) =

以下に該当する場合、「2 仕入控除税額（返還額）の有無について」のフローチャートを再度確認の上、入力内容に誤りがないか確認してください。

●返還額あり②において、対象経費全額が「非課税・不課税仕入額」に区分されており、仕入控除税額（返還額）が0円となっている場合
→正しくは、返還額なし⑤に該当する可能性があります。

○②一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合

■補助金対象経費の内訳（補助金確定額ではなく補助金により購入等をした経費の内訳です。）

対象経費の内訳	課税仕入額 (10%)	課税仕入額 (8%)	非課税・ 不課税仕入額	合計
●●●●			10,000,000	10,000,000
				0
				0
				0
				0
				0
合計	0	0	10,000,000	10,000,000

$$\begin{aligned} \text{(仕入控除税額 (返還額))} &= \text{(補助金確定額 (精算額))} \times 10 / 110 \times c \times (d / f) + \\ &= \text{(補助金確定額 (精算額))} \times 8 / 108 \times c \times (e / f) = \end{aligned}$$

0

●返還額あり③において、対象経費全額が「非課税売上対応分」に区分されており、仕入控除税額（返還額）が0円となっている場合
→正しくは、返還額なし④に該当する可能性があります。

○③個別対応方式により消費税の申告を行っている場合

■補助金対象経費の内訳（補助金確定額ではなく補助金により購入等をした経費の内訳です。）

対象経費の内訳	課税仕入額 (10%)			課税仕入額 (8%)			非課税・ 不課税仕入額	合計
	課税売上 対応分	共通対応分	非課税売上 対応分	課税売上 対応分	共通対応分	非課税売上 対応分		
●●●●			10,000,000					10,000,000
								0
								0
								0
								0
								0
合計	0	0	10,000,000	0	0	0	0	10,000,000

$$\begin{aligned} \text{(仕入控除税額 (返還額))} &= \text{(補助金確定額 (精算額))} \times 10 / 110 \times (g / k) + \text{(補助金確定額 (精算額))} \times 10 / 110 \times c \times (h / k) + \\ &= \text{(補助金確定額 (精算額))} \times 8 / 108 \times (i / k) + \text{(補助金確定額 (精算額))} \times 8 / 108 \times c \times (j / k) = \end{aligned}$$

0

●返還額あり③において、対象経費全額が「非課税・不課税仕入額」に区分されており、仕入控除税額（返還額）が0円となっている場合
→正しくは、返還額なし⑤に該当する可能性があります。

③個別対応方式により消費税の申告を行っている場合

■補助金対象経費の内訳（補助金確定額ではなく補助金により購入等をした経費の内訳です。）

対象経費の内訳	課税仕入額（10%分）			課税仕入額（8%分）			非課税・ 不課税仕入額	合 計
	課税売上 対 応 分	共通対応分	非課税売上 対 応 分	課税売上 対 応 分	共通対応分	非課税売上 対 応 分		
●●要							10,000,000	10,000,000
								0
								0
								0
								0
								0
								0
合 計	0	0	0	0	0	0	10,000,000	10,000,000
	g	h		i	j			k

(仕入控除税額（返還額）) $(補助金確定額（精算額） \times 10 / 110 \times (g / k)) + (補助金確定額（精算額） \times 10 / 110 \times c \times (h / k)) + (補助金確定額（精算額） \times 8 / 108 \times (i / k)) + (補助金確定額（精算額） \times 8 / 108 \times c \times (j / k)) =$

0

※必須項目である赤色のセル内の項目を入力しても赤色のままの場合、入力内容に誤りがある可能性があります。

(イ) 様式第2号

「第 号」の部分のみ記載してください。

なお、事業者で管理する文書番号がない場合は、「第 号」を削除してください。

(それ以外の項目については、「入力用シート」から自動で転記されるので入力不要です。)

第 号
令和 ◆ 年 ◆ 月 ◆ 日

所 在 地 福岡市博多区東公園7番7号

事 業 者 名 医療法人福岡会 県庁病院

代 表 者 氏 名 理事長 福岡 太郎

(3) B「消費税等の確定申告書の写し」の提出前確認

B「消費税等の確定申告書の写し」については、以下のとおり確認を行った上で、県へ提出してください。

この用紙はとじこまないでください。

G K 0 3 0 4

第3-(1)号様式

令和 年 月 日 税務署

納税地 (フリガナ) (電話番号) 日

個人番号又は法人番号 (フリガナ) 代表者又は氏名

補助金の交付決定を受けた年度のものであることを確認してください。

この用紙はとじこまないでください。 (この用紙は機読機で読み取ります。折ったままに提出しないでください。)

このような記載 (〇簡) がある場合、簡易課税方式による確定申告を行っています。

簡

第一表

課税期間分の消費税及び地方消費税の(確定)申告書

「第一表」と記載されていることを確認してください。

「消費税及び地方消費税の確定申告書」であることを確認してください。

仕入控除税額の計算方法が
・「個別対応方式」
・「一括比例配分方式」
・「全額控除」
のうち、いずれに該当するかはこちらを確認してください。

この申告書による消費税の税額の計算		付加価値基準等の適用	
課税標準額	1	付加価値基準等の適用	31
消費税	2	延払基準等の適用	32
控除額大別	3	工事進行基準等の適用	33
控除対象仕入税額	4	現金主義会計の適用	34
返還等対価に係る税額	5	課税標準額に対する消費税額の計算の特例の適用	35
税費割れに係る税額	6	控除算出額が課税標準額を上回るときの特例の適用	41
控除税額小計	7	上記以外	42
控除不足還付税額	8		
差引税額	9		
中間納付税額	10		
納付税額	11		
中間納付還付税額	12		
この申告書が修正申告である場合の差引納付税額	13		
課税標準額	14		
課税標準額	15		
課税標準額	16		
この申告書による地方消費税の税額の計算		行先を金庫・現金	出振所
地方消費税の課税標準となる消費税額	17	現金	本所・支所
差引税額	18	預金	口座番号
還付額	19	ゆうちょ・銀行の貯金記号番号	
納付税額	20	郵便局名等	
中間納付還付額	21	非税務署整理欄	
納付還付額	22		
中間納付還付額	23		
この申告書が修正申告である場合の差引納付還付額	24		
課税標準額	25		
課税標準額	26		
課税標準額	27		
消費税及び地方消費税の合計(納付又は還付)税額	28		

〇 = ① + ② - ③ - ④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ 修正申告の場合 = ⑧ + ⑨
◎ が還付税額となる場合はマイナス「-」を付してください。

(3) 報告書等の提出方法

- ・以下の電子メールアドレスへ、送信してください。

coronazigyoku4@pref.fukuoka.lg.jp

- ・提出の際は、ファイル名の冒頭に医療機関名を記載してください。
例：(〇〇病院) 仕入控除税額報告書等 (補助金名+第〇回交付決定 (ない場合は不要))
- ・PDF等への変換は行わないでください。必ずエクセル様式のまま提出してください。
- ・審査事務を効率的に行うため、電子メールで提出してください。
やむを得ず電子メールで提出することができない場合は、以下の住所へ郵送してください。

〒812-8577 (住所記載不要)
福岡県新型コロナウイルス感染症事務局 事業班宛

※消費税等の制度に関するお問い合わせについては、国税庁や最寄りの税務署等にお問い合わせください。

4 Q&Aについて

No.	質問	回答
[報告の義務]		
1	交付決定を受けたが、実績報告額を「0円」で報告し、「0円」で交付額確定を受けたが、報告する必要があるのか。	交付決定を受けたにも関わらず、納品が間に合わなかったことなどにより、実績報告書を「0円」で提出し、「0円」で交付額確定を受けた場合、報告する必要はありません。
2	既に仕入控除税額報告書を提出したが、再度提出する必要があるのか。	既に提出した書類を再度提出する必要はありません。 ただし、添付書類等未提出書類がある場合は、仕入控除税額報告書と併せて提出してください。
3	補助金の交付を受けた医療機関は既に廃止しているが、報告する必要があるのか。	補助金の交付を受けた後、医療機関を廃止した場合も、報告する必要があります。
4	補助金の交付を受けた当時から、医療機関の名称を変更しているが、「事業者名」はどうすればよいのか。	補助金の交付を受けた当時から、医療機関の名称を変更した場合、現在の名称で報告してください。その際、旧名称から変更したことがわかる書類（登記事項証明書等の写し）を併せて添付してください。
[報告の時期]		
1	令和4年度に交付決定を受けたが、交付額確定は令和5年度に受領した場合も今回報告する必要があるのか。	額の確定通知書を受領したのが令和5年度であっても、交付決定を令和4年度に受けている場合は、今回報告が必要です。

2	令和5年度も補助金交付の申請を行い、交付決定を受けているが、今回まとめて報告してよいのか。	<p>今回報告を依頼しているのは、令和4年度事業であり、令和5年度事業は報告の対象外です。</p> <p>令和5年度事業については、様式作成後、別途依頼しますので、しばらくお待ちください。</p>
[報告書の作成・提出方法]		
1	複数の補助金の交付を受けたが、仕入控除税額報告書は1枚にまとめてよいのか。	仕入控除税額報告書は、交付決定ごとに作成してください。
2	交付決定通知書を紛失したため、交付決定日や交付決定通知の番号が分からない。交付決定通知書を再発行してもらえるのか。	交付決定通知書の再発行を行うことはできません。交付決定日等が不明の場合は、報告書提出時、電子メールの本文にその旨記載してください。
[報告書・入力用シートの記入]		
1	仕入控除税額報告書に押印は必要か。	本報告に当たり、仕入控除税額報告書への押印（又は署名）は不要です。
2	補助対象経費はどのように区分したらよいのか。	消費税等の確定申告に関して、県が回答することはできません。消費税等の確定申告を行った税務署または税理士に相談してください。